

電子申請等の普及策

令和3年12月9日(木)

総務省消防庁予防課

電子申請等のパターンごとの対応方針

<パターン1>



自治体

申請書
作成
添付書類

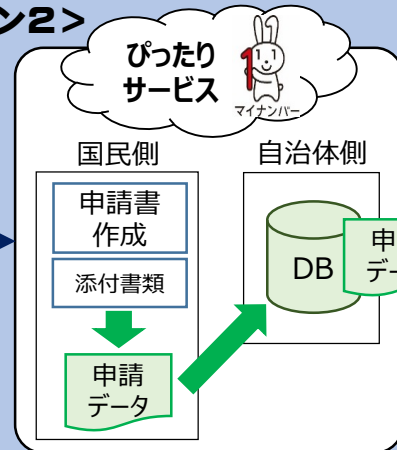
申請
データ

電子申請システム

<パターン1>

➢ 独自に電子申請システムを構築している場合についても、導入マニュアルに沿ってリンクを設定。

<パターン2>



国民側

自治体側

申請書
作成
添付書類

申請
データ

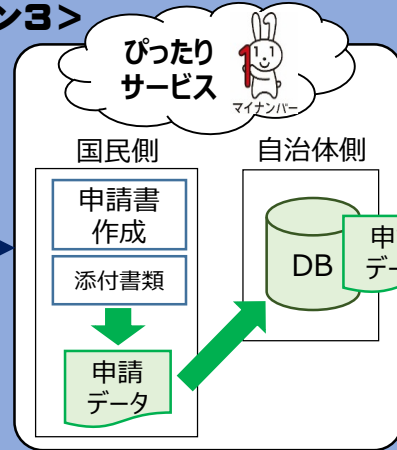
DB

申請
データ

LGWAN-ASP

電子申請
接続システム

<パターン3>



国民側

自治体側

申請書
作成
添付書類

申請
データ

DB

申請
データ

マイナポータル
申請管理

<パターン3>

➢ 導入マニュアルに沿って対応。
(ぴったりサービス+マイナポータル
申請管理)

申請者



インターネット

<パターン2>

➢ 導入マニュアルに沿って対応。
(ぴったりサービス)

消防本部



LGWAN

ルータ等

LGWAN
接続端末

予防業務
システム

電子申請等の普及策

- 令和３年中に構築する標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部に対する支援措置として、令和３年度補正予算案においてシステム設定等を支援するためのアドバイザーに係る経費を計上しており、消防本部における速やかな電子申請等の導入を促進する。

- ▶ マイナポータル・ぴったりサービスやマイナポータル申請管理など国の既存システムを利用して電子申請等を受け付けるだけであれば、消防本部におけるシステム構築等は原則不要（LGWAN接続端末は必要）。
- ▶ マイナポータル・ぴったりサービスは全地方公共団体が利用可能。
- ▶ マイナポータル・ぴったりサービスの利用に当たり、デジタル庁が地方公共団体向けに提供しているぴったりサービス申請データダウンロード機能（マイナポータル申請管理）を利用する場合には、追加的な利用料は原則として発生しない。
- ▶ 標準モデル対応の電子申請等の普及を促進するため、アドバイザーによる導入支援を実施する方針。

